

本件事故当時、いわき市に居住していた申立人らが、精神的損害、避難費用等の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X 1、申立人X 2及びX 3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 自主的避難等に係る損害（精神的損害、生活費増加費用、及び、移動費用（中間指針追補（指針）I）①記載の損害）

期 間 申立人X 1、同X 2につき、本件事故発生当初の時期
申立人X 3につき、本件事故発生から平成23年12月末まで

2 和解金額

被申立人は、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人X 1、同X 2に対してそれぞれ金8万円、申立人X 3に対して金60万円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人ら及び被申立人は、第1項に掲げる損害項目（当該期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務がないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解契約の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人ら全員が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年3月21日

（仲介委員長 荒井史男、仲介委員 遠山 信一郎、同 河井 聡）